



## 令和 7 年度病虫害発生予察注意報第 2 号

令和 7 年 7 月 3 日  
埼玉県病虫害防除所

県内に設置の水稲用乾式予察灯において、イネカメムシが 6 月 30 日までの合計で 28 頭誘殺されており、多発した昨年同時期における誘殺虫数合計 (24 頭) と同等になっています。

一方、県北東部や県東部の早期栽培「コシヒカリ」等で、出穂前からイネカメムシ成虫が多数侵入しています。

また、農業技術研究センター内の水田でも、5 月中旬移植のほ場で多数の成虫が捕獲されているほか、病虫害防除所の定点調査水田でも複数の地域で成虫の侵入が確認されています。

高温の影響により水田での初発確認時期が昨年より早くなっており、防除適期を逸しないよう十分な注意が必要です。

作物名 イネ  
病虫害名 イネカメムシ

### 1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

### 2 注意報発表の根拠

- (1) 県内に設置している水稲用乾式予察灯 6 基のうち 1 基で 5 月中旬に成虫の初誘殺を確認した。その後、これら 6 基の予察灯における 6 月 30 日までの誘殺数合計は 28 頭に達し、本虫が多発した昨年同時期の誘殺数合計 (24 頭) と同等になっている。
- (2) 県北東部及び東部の早期栽培「コシヒカリ」等で、6 月下旬、出穂前からイネカメムシの集中的な侵入が報告されている。また、本県農業技術研究センター (熊谷市) の試験研究水田で、5 月中旬移植のほ場において多数の成虫侵入が確認され、7 月 1 日の調査では、径 36cm 捕虫網 20 回振りにおいて 46 頭 (3 地点の平均) が捕獲された。
- (3) 病虫害防除所の調査定点水田 14 地区のうち複数の地区において成虫の侵入を確認している。初発確認時期は昨年より約一週間早く、6 月下旬である。
- (4) 7 月 3 日気象庁発表の季節予報によれば、関東甲信地方の向こう 1 か月の気温は高く、降水量は平年並か少ないと予想されている。今後も本虫の発生に好適な条件が継続し、多発生が予測される。

### 3 防除対策等

- (1) 本虫はイネの出穂後に穎花および籾の基部を激しく加害するため、株当たりの寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性がある。
- (2) 出穂期～開花期頃に集中的な加害を受けると著しい不稔が発生し、大幅な減収につながる。出穂期～穂揃期（不稔対策）及び出穂期の8～14日後（斑点米対策）の2回、薬剤による防除を実施する。
- (3) 本虫は、イネの出穂前は水田周辺のイネ科雑草の穂を餌として利用する。とくに、早期栽培や早植栽培ではこれらイネ科雑草が重要な餌資源となるため、イネの出穂前の除草を徹底する。
- (4) 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。なお、出穂前から多数の成虫が侵入している場合には出穂前にも防除を行う。
- (5) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、散布は蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。



写真1 成虫(本年7月)



写真2 成虫(昨年8月)



写真3 本虫による基部斑点米

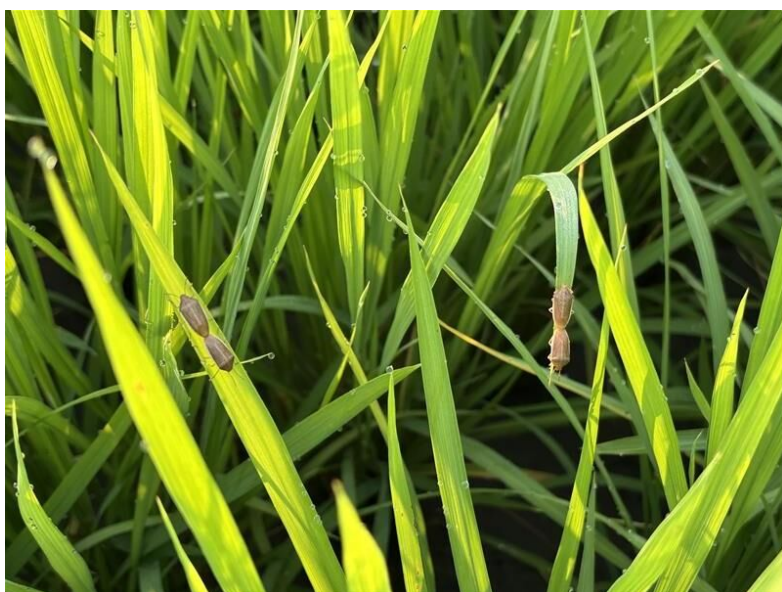


写真4 本年6月末、出穂前に侵入し交尾中の成虫  
(提供：埼玉県農業技術研究センター農業革新支援担当)



写真5 5齢幼虫  
(昨年9月)

表 イネカメムシの防除薬剤例(地上防除・無人航空機防除両対応)

| 薬 剤 名         | IRAC<br>コード | 使用時期       | 使用回数  |
|---------------|-------------|------------|-------|
| キラップフロアブル     | 2B          | 収穫 14 日前まで | 2 回以内 |
| スタークル液剤 10    | 4A          | 収穫 7 日前まで  | 3 回以内 |
| エクシードフロアブル    | 4C          | 収穫 7 日前まで  | 3 回以内 |
| スミチオン乳剤       | 1B          | 収穫 21 日前まで | 2 回以内 |
| スタークル 1 キロH粒剤 | 4A          | 収穫 7 日前まで  | 3 回以内 |

(使用基準は令和 7 年 7 月 3 日現在)

＜農薬使用上の注意事項＞

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。  
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。  
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

**※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和 7 年 5 月 1 日～8 月 3 1 日）**

4 問合せ先

埼玉県病虫害防除所 電話：0 4 8－5 3 9－0 6 6 1